

特定帰還居住区域に住宅をお持ちの皆様へ

片付けサポートのご案内（令和7年度）

双葉町の**特定帰還居住区域**（**鴻草、渋川、長塚、寺沢、松倉、上羽鳥、下羽鳥、目迫、水沢、前田、新山、細谷、山田、松迫、石熊の各一部**）における**家屋**について、家財の持ち出しや片付け等を東京電力社員によりお手伝いさせていただきます。

1. お片付け内容

①屋内立入サポート（主に家屋解体をご希望の方）

- ◆作業内容 **家屋解体前**の家財について、**思い出の品の整理**や**持ち出しのお手伝い**をいたします。

②大型家財・家電等片付けサポート（主に家屋解体を希望されない方）

- ◆作業内容 **大型家財・家電等の整理**を行い、**お片付けのお手伝い**をいたします。

※現地状況により、大型家財・家電等の搬出ができない場合がございます。

◎搬出物については、下記の環境省業務受託業者にて回収いたします。

<お願い事項>

- ◆作業当日は、**お立会い**をお願いいたします。
- ◆作業にあたり、事前に敷地内に立ち入らせていただくことがございます。また、倒壊の危険等により、十分なサポートができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

2. お申し込み

<ご確認事項>

- ◆ご住所、ご連絡先、家屋解体の有無、お片付けの規模等をお伺いします。

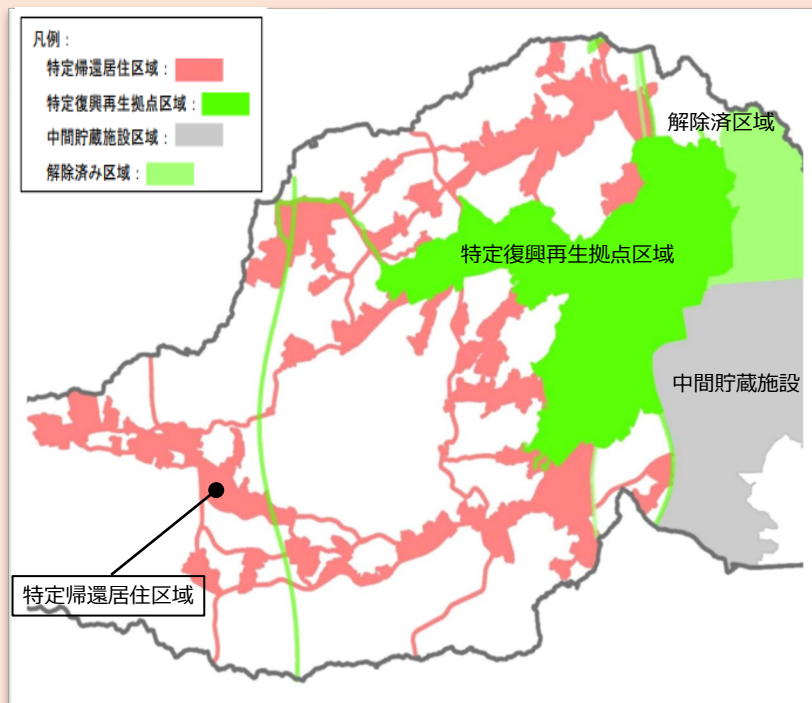
※受付後、東京電力より作業日時をご連絡させていただきます。

- ◆作業時間は、**月曜日～金曜日 9時～15時（土日祝日・年末年始を除く）**です。

<対象地域>

- ◆右図の**特定帰還居住区域**にある**家屋**が対象となります

（鴻草、渋川、長塚、寺沢、松倉、上羽鳥、下羽鳥、目迫、水沢、前田、新山、細谷、山田、松迫、石熊の各一部）。



出典:特定帰還居住区域復興再生計画 福島県双葉町 令和6年4月 改訂

3. お申し込み先：双葉町片付けごみサポートセンター

<受付時間>

- ◆月曜日～金曜日 8:30～17:00（土日祝日及び年末年始を除く）



0120-007-886

【**FAX 0120-004-553** では、24時間受け付けております。】

- ◆株式会社 伊藤工務店（環境省業務受託業者）

※事業系廃棄物及びすでに避難指示解除された地域の片付けについては、片付けごみサポートセンターでは受け付けておりません。

双葉町片付けごみサポートセンター

FAX：0120-004-553

片付けサポート・ごみ回収申込書（FAX）

現住所：

都・道
府・県

市・町
村

フリガナ

氏 名：

連絡先電話番号：

（回収当日も連絡の取れる電話番号をご記入下さい）

希望サポート (□にチェック)	☐ 1. 屋内立入りサポート（主に家屋解体をご希望の方） ◆ 家屋解体前の家財について、思い出の品の整理や持ち出しのお手伝いをいたします。
	☐ 2. 大型家財・家電等片付けサポート（主に家屋解体を希望されない方） ◆大型家財・家電等の整理を行い、お片付けのお手伝いをいたします。 ※現地の状況により大型家財・家電等の搬出が出来ない場合がございます。
	☐ 3. 粗大ごみ等の回収のみ希望（サポート不要）
サポート・回収場所	双葉町大字 字 （アパート名・部屋番号までご記入下さい）
希望日程	月 上旬・中旬・下旬 その他（ ）
家屋解体	☐ 申請済み ☐ 未申請
特記事項 気になる事がございましたら、ご記入下さい	

◆ FAX内容確認のため、下記の環境省業務受託業者よりお電話させていただきます。

環境省事業受託業者：株式会社 伊藤工務店 【TEL0240-23-7802】
〒979-1401 福島県双葉郡双葉町大字中野字竹ノ花7
◆ 作業当日は、お立ち会いをお願いいたします。
◆ 作業にあたり、事前に敷地内に立ち入らせていただくことがございます。
◆ 倒壊の危険等により十分なサポートが出来ない場合もございますので、予めご了承下さい。